平成２９年（フ）第１９号
群馬県邑楽郡大泉町朝日２―17―１富士重工業（株）大泉寮0422号、住民票上の住所埼玉県本庄市児玉町児玉1583番地４
債務者　髙谷　宏志
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第９号
新潟県村上市山居町１丁目10番15号
債務者　中村　孝宏
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１１号
静岡県富士宮市小泉1451番地の６　サンモール小泉103号
債務者　千葉ふみゑ
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第９号
長崎県諫早市目代町737―１　あきやま病院、住民票上の住所長崎県諫早市目代町1256番地34
債務者　松下ヒサヨ
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第８号
静岡県富士市久沢1691番地の７
債務者　井出　雅彦
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第６１号
宮城県宮城郡松島町松島字垣ノ内26番地の２　ファミーユ鈴木203号、従前の住所宮城県宮城郡松島町高城字愛宕―29番地の31
債務者　高橋　一仁
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３９号
茨城県水戸市堀町2274番地の42　春田住宅５号
債務者　川島　　勇
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４０号
茨城県水戸市堀町2274番地の42　春田住宅５号
債務者　川島真由美
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２５２号
茨城県かすみがうら市深谷3659番地15
債務者　多賀　友子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２号
静岡県賀茂郡南伊豆町湊947番地の３
債務者　木村　秀男
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第３号
静岡県賀茂郡南伊豆町湊947番地の３
債務者　木村　淳子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第１４２６号
名古屋市守山区大字上志段味字東谷2079番地の１　イーストヴァレーⅡ202号
債務者　杉山　　浩
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９１９号
名古屋市昭和区山脇町４―27（カテックス社員寮）、住民票上の住所名古屋市千種区徳川山町１丁目10番６号
債務者　今枝　義貴
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９４号
愛知県岩倉市曽野町中街道37番地　銀河ハイツ102号（従前の住所）名古屋市北区如意３丁目81番地の３　プロクシィスクエア豊402号
債務者　黒木小百合
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４号
三重県名張市桔梗が丘西６番町２街区61番地
債務者　雪村　栄江
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第１５号
三重県伊賀市三田928番地の１　メゾンドール三田２号館106号室、前住所三重県名張市桔梗が丘西６番町２街区61番地
債務者　雪村　麻衣
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
津地方裁判所伊賀支部